

自賠責保険・共済の有効期限切れバイクの監視活動

小さくて小回りのきくバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、特に維持費が安い軽二輪（排気量250cc以下のバイク）・原動機付自転車（以下「原付」とする）が人気です。しかし軽二輪・原付は車検制度が無く、自賠責保険・共済の有効期限切れに気付かずに使用されることが見受けられます。

沖縄総合事務局では、大型商業施設や団地等の駐輪場を中心に、自賠責保険・共済の期限切れの疑いがあるバイクに注意喚起を行っており、平成28年度は22,968台中、1,627台（約7%）に自賠責保険有効期限切れの疑いがあるとして、注意喚起を行いました。

自賠責保険・共済制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車により事故が後を絶たないことから、より積極的に広報することとしております。



自賠責PR月間

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、平成29年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「**自賠責制度PR月間**」と定め、以下の広報活動を行います。これにより自賠責保険・共済への加入促進を図り、交通社会のセーフティネットとして自賠責保険・共済が果たす役割の認知度の向上に努めます。

①ポスター・リーフレットによる広報の実施

地方公共団体、公共施設等にポスターの掲示を依頼し、併せてリーフレットを配布し、自賠責保険・共済への加入を呼びかけます。

②関係業界等と連携した街頭啓発活動の実施

（社）日本害保険代理業協会と共同で自賠責制度について街頭PRを実施します。

③監視活動の推進

大型商業施設、駅前駐輪場等にて街頭監視活動を積極的に実施し、有効期限切れやステッカー（自賠責保険・共済標章）が貼付されていない原付や軽二輪車には、加入状況を確認させる等の注意喚起をします。

★自賠責の加入は強制です！でも、簡単に入れます

各損害保険会社・共済共同組合をはじめ、クルマやバイクの販売店や郵便局で加入できます。

250cc以下のバイクなら、一部コンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます。

詳しくは！

自賠責保険ポータルサイト

検索

自賠責制度PR月間について

～免許よし！ヘルメットよし！自賠責は！？「OK！」～



チェックしてください！ 自賠責の有効期限

バイクのナンバープレートに貼られたステッカーで簡単に確認できます。

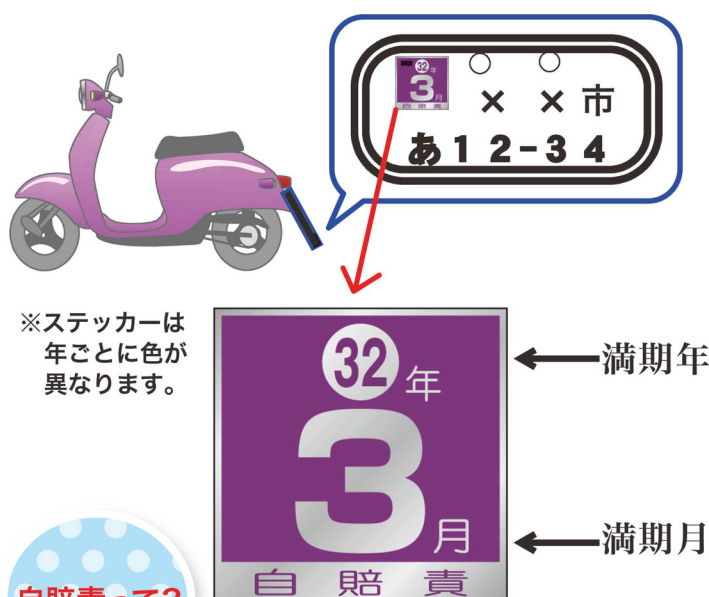
もし、こんなことがあなたに起こったら・・・



もし、自賠責保険・共済に加入せずに 運行した場合には・・・

1年以下の懲役または50万円以下の罰金(自動車損害賠償保障法)、および違反点数6点となり、免許停止(道路交通法)などの処罰の対象となります。もし、人身事故を起こした場合は多額の損害賠償金を全額、自分で支払わねばなりません。

(例)平成32年3月が自賠責の有効期限



※ステッカーは年ごとに色が変わります。

○「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。

○「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

自賠責保険料・共済掛金

平成29年4月1日現在

	契約期間 車種	60ヶ月	48ヶ月	36ヶ月	24ヶ月	12ヶ月
沖縄本島	原動機付自転車 (125cc以下)	5,660円	5,540円	5,410円	5,280円	5,150円
	軽二輪自動車 (125cc～250cc)	5,840円	5,680円	5,520円	5,360円	5,190円
沖縄離島	原動機付自転車 (125cc以下)	5,660円	5,540円	5,410円	5,280円	5,150円
	軽二輪自動車 (125cc～250cc)	5,840円	5,680円	5,520円	5,360円	5,190円

注)原動機付自転車以外の保険料・共済掛金については、損害保険会社・共済協同組合にお問い合わせください。